令和６年度（令和５年分）
村県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告受付

郵送での申告は**郵送による申告の受付**をご確認ください。

〈令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入及び支出経費等が申告対象となります〉

申告書を提出しなくてもよい方!

❶65歳以上の公的年金収入のみの方（障がい者年金・遺族年金収入のみの方は申告が必要）

❷昨年中に給与所得のみの方で、年末調整済みで勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が市町村へ提出されている方

❸所得税の確定申告書を税務署へ提出する方

※❶❷に該当する方でも、源泉徴収票に記載されていない扶養や医療費などの控除を受けようとする場合は申告が必要です。

令和6年度（令和5年分） 申告日程

出張申告	午前の部（8:50～11:30受付） 午後の部（12:50～15:00受付）	
	2月 5日（月）	北会場（名嘉真公民館）
	2月 6日（火）	受付なし
	2月 7日（水）	南会場（博物館1階研修室） ※2月9日（金）は午前の部のみ
	2月 8日（木）	
	2月 9日（金）※	

	役場受付	受付人数	受付対象地区及び申告会場（8:50～11:30受付（夜間実施日除き午前中））	
1	2月13日（火）	50名	安富祖区・瀬良垣区・太田区	役場1階ロビー
2	2月14日（水）	50名	恩納区	
3	2月15日（木）	50名	南恩納区	
4	2月16日（金）	50名	谷茶区・冨着区	
5	2月19日（月）	50名	前兼久区・仲泊区	
6	2月20日（火）	50名	山田区・真栄田区	
7	2月21日（水）	50名	塩屋区・宇加地区	
8	2月22日（木）	50名	名嘉真区・喜瀬武原区 夜間（全域 17:50～19:30）	
9	2月26日（月）	50名	安富祖区・瀬良垣区・太田区	
10	2月27日（火）	50名	恩納区	
11	2月28日（水）	50名	南恩納区	
12	2月29日（木）	50名	谷茶区・冨着区	
13	3月 1日（金）	50名	前兼久区・仲泊区	
14	3月 3日（日）	50名	全域（休日受付 午前中）	
15	3月 4日（月）	50名	山田区・真栄田区・塩屋区・宇加地区	
16	3月 5日（火）	50名	全域	
17	3月 6日（水）	50名		
18	3月 7日（木）	50名		
19	3月 8日（金）	50名	全域（午前中・夜間 17:50～19:30）	
20	3月11日（月）	50名	全域	
21	3月12日（火）	50名		
22	3月13日（水）	50名		
23	3月14日（木）	50名		
24	3月15日（金）	50名		

※自身の地区対象日での申告をお願いします。

※指定の対象地区の方が優先となります。対象地区以外の日の受付者は最後尾もしくは定員に達した場合は後日の案内となります。

- 出張申告があります。左記日程を参照。
  出張受付▶午前の部（8:50～11:30受付）午後の部（12:50～15:00受付）
- 1日の人数制限があります（50名）。定員に達した場合は別日案内。
- 3月3日（日）は休日受付（8:50～11:30受付）を実施します。
- 2月22日（木）、3月8日（金）は夜間受付（17:50～19:30受付）も実施します。

村民税・県民税の申告

この申告は、村・県民税や国保税・介護保険料の税額決定や各種行政サービスに必要な所得要件などの確認や各種税証明書の交付にも必要なものです。申告がなされていない場合、各方面での申請手続きに支障をきたしますので、期限内に必ず申告をしてください。

※期限内になされない場合は6月7日以降の受付・処理となり、証明発行もその翌日以降になります。

事前のお願い

- 申告資料の作成は、お一人あたりの受付時間を10分程度とさせていただきますので事前にご自宅で作成してください。なお、作成していない場合は、受付が後回しになりますのでご注意ください。
- 詳細の相談（扶養控除の振り分けなど）には応じかねる場合がありますので、事前に家族間で行ってください。

税務署での確定申告

●土地・建物の売却、株式・FXなどの利益及び損失、雑損控除、分離配当、住宅ローン控除を受ける初年度の方、青色申告、消費税の申告がある方は、名護税務署の主催する申告会場で確定申告をしてください。
税務署から「確定申告のお知らせ」のハガキが届いた方も税務署にて確定申告を行ってください。

●マイナンバーカードをお持ちの方は、自宅でスマホやパソコンから電子申告が可能です。詳しくは国税庁ホームページより

管轄税務署 名護税務署 ☎0980-52-2920

期間・受付時間 国税庁ホームページなどで最新の情報を確認してください。

郵送による申告の受付　早めの郵送（2月中）にご協力ください。

●申告書に必要事項を記載した書類を同封し、切手を貼って税務課宛に郵送してください。

●郵送の場合は、申告書のほかに必要書類（控除証明書類など）を同封してください。

●公民館での預かりは行いません。郵送するか、全域もしくは指定の対象地区の日程に合わせて会場にお越しください。
※記載内容や書類に不備などがある場合は、確認の電話やお呼び出し、書類を返送することがあります。

●農業・漁業・不動産などがある方は収支内訳書が必要となります。
※ご自身で作成が難しい方は、税理士への委託や青色申告会に作成指導を受けるなどもご検討ください。

●添付資料は、1月末に届く申告書同封資料をご確認ください。
申告書類の整理や控除申請に必要な証明書の準備もお早めに！

▼ **郵送先**（切り取ってお使いください。）

キリトリ✂

904-0492
恩納村字恩納2451番地
恩納村役場 税務課　御中
（申告書在中）

※内容が変更となる場合があります。ホームページなどで最新の情報をご確認ください。

※申告期間は、申告の対応やお問い合わせが増えますので事前にお問い合わせください。

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206